

これまでの審議等を踏まえた主な論点 (個人所得課税、資産課税、納税環境整備)

〔個人所得課税〕

一 改革の視点

○ 現状認識

- ・ 過去の抜本改革における累進緩和の結果、中低所得者を含めた大多数の納税者の負担は極めて低い水準。財源調達機能や所得再分配機能は著しく低下
- ・ 個人所得課税は、財源調達や所得再分配といった本来果たすべき機能をこれ以上低下させるべきでない
- ・ 消費税をはじめとする抜本改革においては消費税が主役で所得税は脇役。格差問題への関心の高まりを踏まえれば、特に所得税の所得再分配機能の重要性に留意すべき

○ 消費税をはじめとする抜本改革の中での課題

- ・ 税制の抜本改革の中で、消費税を含めた個人の税負担全体の構造に留意しつつ、個人所得課税について課税ベースや税率構造を総合的に見直す必要がある
- ・ 消費税率引上げの際、その逆進性緩和の観点から、所得税の累進度を高めるべき
- ・ 所得再分配機能を高めるためには累進的な課税を行う必要があるが、その場合、勤労性所得のみならず、金融所得を含めた資産課税についても念頭に置くべきではないか
- ・ 税源移譲の実施に伴い、個人所得課税における所得再分配機能は、主として所得税が担うこととなったことに留意すべき
- ・ 個人住民税については、比例税率化により応益性や負担分任の性格がより明確となったことに留意すべき
- ・ 経済社会の構造変化に対応し、個人の選択に中立的で、現役世代に負担の偏らない負担構造とすべき
- ・ 少子・高齢化社会を担う子どもを社会全体で扶養する「子育ての社会化」の観点も重要

一 検討課題

○ 基本的考え方

(課税ベース)

- ・ 個人の選択を阻害しない中立的な制度とする観点から、特定の事情や収入に応じ適用される控除や非課税措置を見直し、個々人のライフコース全般を通じ、広く公平に負担を分かち合う負担構造を構築すべき
- ・ 子育て等真に必要な配慮は人的控除の集約化や税額控除等により対応すべき

- ・ 諸控除の見直しに当たっては、負担の急激な変化は避ける必要

（税率構造）

- ・ 税率の刻み数は、現行の刻み数（6段階）を簡素化の観点から極力減らす必要
- ・ 所得税と個人住民税を合せた 50%という最高税率の水準は、現時点では勤労意欲・事業意欲の点から概ね妥当
- ・ 税の公平性と所得再分配機能を高めるためには、最高税率の引上げが必要
- ・ 最低税率は、基礎控除等の諸控除の見直しとの関連にも留意しつつ、そのブラケット幅等のあり方について検討する必要

○ 各種控除の見直し

（家族に関する控除等）

- ・ 人的控除は複雑化しており、個々人の事情を斟酌するには自ずから限界があるのではないか
- ・ 人的控除等は、できる限り簡素化することを基本とし、家族に関する控除等は、基礎控除等に集約化する方向で検討すべき
- ・ 障害者控除のように真に必要な配慮が必要な者についての控除は存置すべき
- ・ わが国経済社会制度が個人単位である以上、課税単位も個人とするのが自然
- ・ N分N乗方式ではなくても、個人単位課税の下で、家族や夫婦への配慮といった視点が何らかの形で取り入れられないか、検討すべき

（配偶者と税）

- ・ 家族の共働き化が進む中、配偶者控除は、配偶者が一定の就労形態を採る場合にのみ適用されることから、夫婦の就労に対する中立性が損なわれ、いわゆる夫婦の「二重控除」の問題もある
- ・ 「結婚のメリット」の希薄化、家族のケア機能の低下等を踏まえ、結婚して夫婦となることに着目し、税制面において、夫婦の就労に対する中立性や夫婦レベルでの税負担の公平の要請に適う工夫は考えられないか

（子育てと税）

- ・ 現行の扶養控除は、控除対象者の年齢如何に関わらず一律に適用されているが、ニートやフリーターまで適用されることとなっていることから、その適用対象範囲の適正化を検討すべき
- ・ 現行の特定扶養控除は、所得税の負担軽減が相当程度進んでいることや教育費のかけ方も家庭により様々であることを踏まえ、人的控除の簡素化の観点から見直す必要

- ・ 子育てへの政策的支援を重視する観点からは、現行の扶養控除等に代え、税額控除の導入あるいは手当等の拡充を講ずることが有効であり、かつ分かりやすい
- ・ 子育て支援として税額控除を導入するとすれば、手当との役割分担について、あわせて議論していく必要
- ・ 個人住民税については、その性格及び比例税率となったことを踏まえ、子育て支援策について検討していく必要
- ・ N分N乗方式は、課税単位の根本的な変更となる上に、分かりにくく、低所得者に効果が及ばないため、少子化対策にならない

（高齢者に関する控除）

- ・ 世代間の公平を図る観点から、担税力のある高齢者には、現役世代と同様、能力に応じた負担を求めている必要
- ・ 公的年金等控除については、近年、年金課税の見直しが行われたことにも十分留意しつつ、給与所得控除の見直しも踏まえ、そのあり方について検討していく必要

（給与所得に関する控除）

- ・ 給与所得者の控除や申告のあり方についても、被用者特有の事情を画一的にとらえて一律の控除を行う仕組みを見直し、経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みとすべき
- ・ 給与所得者の申告機会を増やすことは、社会共通の費用を分かち合う意識の向上に資するのではないか
- ・ 給与所得控除の見直しの際には、いたずらに負担増となることのないよう、基礎控除を含む人的控除の水準の見直しとあわせて検討し、必要な負担調整を行うべき

○ 所得分類

- ・ 経済社会の構造変化により、所得区分や所得の計算方法のあり方が税負担のバランスを損なっている面も生じており、制度の合理化や簡素化の観点から、見直しを検討すべき

○ 個人住民税

- ・ 比例税率化により広く住民が地域社会の費用を分担するとの性格がより明確となった個人住民税においては、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図るべき
- ・ 国が一律に定める政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべき
- ・ 均等割の税率は低い水準にとどまっており、引き上げる必要がある。その際基礎自治体である市町村を重視することを検討すべき

- ・ 所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましく、近年の IT 化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、個人住民税の現年課税の可能性について検討すべき

[金融所得課税]

－ 改革の視点

- ・ 金融所得については、租税回避の問題や海外への資金シフトのおそれを踏まえ、勤労性所得との差異を認め、今後とも分離課税を基本とし、金融所得間での課税方式の均衡化、損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めるべき
- ・ 税の公平性と所得再分配機能を高めるため、金融資産を含め総合課税とすべき

－ 検討課題

- ・ 金融所得に対する課税方式については、金融商品間の中立性、簡素性の観点から、できる限り課税方式の均衡化を図り、所得分類による税負担の違いを小さくすべき
- ・ 金融商品間の損益通算の範囲については、市況に関わらない継続的な投資を維持する観点や譲渡所得と経常所得の間の損益通算を利用した租税回避の問題にも留意しつつ、引き続き検討すべき
- ・ 納税者が金融所得間の損益通算を適正に行うためには、何らかの金融番号が必要であるが、その導入に際しては、投資家等の混乱を招かぬよう十分配慮する必要

[相続税・贈与税]

- ・ 相続税の負担は、これまでの減税や各種特例の拡充により大幅に軽減され、資産の再分配機能も低下
- ・ 所得、消費、資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めていく観点や最近の機会の平等の確保に対する要請の高まりを考慮すると、資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要
- ・ 少子・高齢化の進展や老後扶養の社会化に伴い、相続時に残された資産の一部を社会に還元する観点から負担を求める必要性の高まり
- ・ これらを踏まえ、相続税の有する資産の再分配機能を適切に発揮させる方向で見直していくことが必要
- ・ 贈与税については、相続時精算課税制度（15 年度改正で導入）の一層の活用を期待

[固定資産税]

- ・ 固定資産税は、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後とも安定的な確保が重要

- ・ 平成 18 年度税制改正において、負担水準が低い土地に係る負担調整措置を見直すなど均衡化・適正化を一層促進する措置が講じられた。今後とも負担水準の適正化・均衡化を促進する必要

〔納税環境整備〕

ー 改革の視点

- ・ 納税者一人一人が、納税者全員が法令を遵守しているという安心感を持てるよう、まじめな納税者の視点に立って円滑・適正な申告・納税が可能となる環境の整備を図るため、制度・執行両面において不断に取り組んでいく必要

ー 検討課題

○ 納税者番号制度

- ・ 納税者番号制度については、所得・資産の適正な把握による公平な課税を実現するため、個人情報保護に十分留意しつつ、早期の導入を図るべき
- ・ 番号制度を納税者番号制度として税務面で活用する場合に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で確保されていること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること、が考えられる。今後、こうした条件に照らした検討が必要
- ・ 国民の利便性や行政の効率性の観点から、納税者番号という税務面に限った番号ではなく、いわば行政共通番号というようなものの方が望ましいのではないか
- ・ 番号制度については、「基礎年金番号」や「住民票コード」だけでなく、検討が開始された「社会保障番号」も視野に入れながら、検討していく必要
- ・ 「住民票コード」とは別に新たな番号制度を創設するのは非効率的であり、納税者番号として「住民票コード」を活用すべき
- ・ 資料情報制度の充実の観点から、どのような取引について税務当局に資料を提出させることにするのか、検討が必要。その際、アメリカの事例等諸外国の制度も参考にする必要
- ・ 納税者番号制度の検討に当たっては、費用対効果という観点も重要

○ その他

- ・ 脱税への動機付けを減少させ、適正な納税を促す観点から、罰則の強化を検討すべき
- ・ 申告納税制度の定着、情報技術の進展といった状況を踏まえ、記帳水準をより一層向上させるよう見直すべき

- ・ 給与所得者が自ら税額を計算・申告する機会を拡大することは税制に対する理解と納税者意識を涵養する上で大変重要であり、納税額の確定に当たっては、申告納税と年末調整の選択制を導入すべき
- ・ 個人住民税の公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、早急に実施すべき